

勝浦市農業委員会会議録

(6 月定例会)

平成30年6月6日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	5 番 淺 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛
7 番 藤 江 義 博	8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ
いて

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

農業委員の皆様方につきましては、公私ともに大変お忙しい中、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先月出張して参りましたので、2点ほどご報告させていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども5月29日に県の夷隅農業事務所本所におきまして、郡内の農業委員会の総会が行われました。

その中の議案としまして、各市町が支払いをしている農業委員会負担金の歳入歳出、そして、昨年度の事業の報告等が主な内容でした。

また、平成30年度の事業に対する計画についての説明がありました。

その中で2市2町、平成28年4月1日から新しい農業委員会法に基づく、農業委員及び農地利用最適化推進委員の新体制への移行は勝浦市が最初でございまして、御宿町、大多喜町が続き、いすみ市が今年の7月移行しまして、郡内すべての農業委員会で新体制への移行が完了するという話がございました。

また、新体制への移行に伴い大多喜町の農業委員会会長が変更になりました。

そして、その後各市町の農業委員会の事務局長会議がございまして、勝浦市の農業委員会の会長が郡内の会長になっている関係上、窪田事務局長が職員協議会の会長になっており、職員協議会の総会も併せてその場で行われました。

以上が29日に行われました会議の報告になります。

また、2点目の5月30日につきましては、東京都文京区の文京シビックホールで、全国の農業委員会会長大会が行われました。

総勢1,800名が参加いたしまして、ホールが満員になるほどの人が集まりました。

その中の大きなテーマといたしまして、農地利用の最適化の取り組みを強化するための政策ということで、農業委員と農地利用最適化推進委員が設置された訳で、全国で今年度中に全ての農業委員会が新体制に移行するとのことでした。

そこで農地の最適化に取り組んでいくんだという強い姿勢が打ち出されました。

そして、農地を活かして担い手を応援する全国運動ということで大幅に予算を配分し、進めていくんだという話がございました。

それから、平成30年度は農業委員と推進委員の連携を密にしまして、これから先の農地の集積あるいは遊休農地の解消を図っていくんだという国の方針でございまして、今まで推進委員が設置されていても内容に結びついた活動ができていないということで、今後は推進委員の活動に力を入れていくんだということでした。

大会終了後、夷隅管内で参加した私といすみ市の農業委員会会長、そして長生管内で参加された農業委員会の会長が1つのグループとなりまして、森代議員、石井順一代議員にこの内容のお願いに議員会館へ行って参りました。

以上2点、会議に先立ちましての報告でした。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会6月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、5番浅野香太郎委員及び6番佐藤衛委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページ及び2ページが一連の事業となっておりますので、一括してご説明いたします。

議案第1号、申請番号1番及び2番、申請地は上野の田、14筆、9,276平方メートル、畑、3筆、1,258平方メートルの合計17筆、10,534平方メートル、太陽光発電所に転用するための所有権移転を目的とした申請であり、地権者は2者であります。

施設の概要は、パネル数3,912枚、発電量831キロワットです。

転用の時期は平成30年9月1日から平成33年9月1日で、資金計画は業者からの自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人はエネルギー保護と環境保全面で社会貢献し、原子力発電からの転換を図る国の政策に資するため太陽光発電を計画したとし、譲渡人は事業者の計画に賛同し譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、上野小学校の●側、約●●●メートルの位置となります。

なお、本件は農地面積3,000平方メートルを超える転用申請であることから常設審議会での審議が必要となる案件でありますことを申し添えます。

以上で議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番及び2番につきまして、一連の事業となっております。

5番浅野香太郎委員、お願いします。

○5番（浅野香太郎委員） 報告します。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 整地するという事なんですから、川に向かいなだらかに整地する、そうすると申請地は夷隅川の南側になりますよね。

北側の川に向かってなだらかに雨水が流れ込む形になると思うんですけど、川の護岸の施工についてはどうなりますか。

○事務局長（窪田正） 雨水については、地下浸透の計画で伺っております。

この計画地内に青道の水路が走っておりますので、雨水については、地下浸透とこの水路を使った排水という形になります。

○3番（数金清美委員） わかりました。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番及び2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いた後に、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号3番につきましては、●番、●●●●委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限の対象となり、ご発言、採決ともにできませんので、ご了承願います。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年5月2

3日付けで決定を求められたものです。

このたびの6月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画2件、3,934平方メートルです。

資料の3ページをご覧ください。

本件は、名木木戸地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることになります。

これまで72件に賃借権を設定したところであり、その後の事務の進捗によりこの度の申請に至ったものであります。

申請番号1番、上植野の農業用施設用地、山林、1筆、475平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、7月1日から16ヶ年の新規設定です。

次に4ページをご覧ください。こちらは通常分であります。

申請番号2番、植野・荒川の田、2筆、3,459平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、7月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

先ほど説明しましたとおり、申請番号2番につきましては、●番●●●●委員が議事参与制限の対象となりますので、それぞれ採決いたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、申請番号1番は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、申請番号2番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに

賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（窪田正） 説明します。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正を行う農業協同組合法等の一部改正する等の法律が第189回国会において成立し、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令と併せ、平成28年4月1日から施行されました。

この改正により、農業委員会は、毎年度ごとに農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況を策定し公表することとなりましたことにより、内容について別紙（案）のとおり策定することについてお諮りするものでございます。

それでは個別の内容についてご説明をします。

資料の5の1ページをご覧ください。

昨年の5月定例会で決定されました、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対しましての点検・評価となります。

まず1番目、農業委員会の状況につきまして、はじめに、1農業の概要といたしまして、耕地面積、田799ヘクタール、畑231ヘクタール、計1,030ヘクタールであります。

これは、耕地及び作付面積統計における耕地面積となっております。

次の耕地経営面積、田430ヘクタール、畑45ヘクタール、内訳は普通畑41ヘクタール、樹園地4ヘクタールで、計475ヘクタールであります。

これは、農業センサスの数値となっております。

遊休農地面積は、田165ヘクタール、畑62ヘクタール、計227ヘクタールであります。

これは、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積であります。

農地台帳面積は、田996ヘクタール、畑452ヘクタール、計1,449ヘクタールとなっております。

農家数につきましては、総農家数は556戸、自給的農家数は207戸、販売農家数は349戸であり、この内訳は主業農家数が46戸、準主業農家数が83戸、副業的農家数

が220戸となっております。

農業者数につきましては、農業就業者数は444人、この内、女性が199人、40代以下は26人となっております、農家数・農業者数ともに農林業センサスに基づいた数値であります。

経営数につきましては、認定農業者が14経営体、基本構想水準到達者が16経営体、認定新規就農者が2経営体、農業参入法人が1経営体であり、集落営農経営はありません。

これは、事務局において市農林水産課で取りまとめている情報を調査した数値であります。

2の農業委員会の現在の体制につきましては、勝浦市は新制度に基づく体制に移行しておりますので、下段への記載となります。

農業委員数は、定数9名に対し実数も9名であり、内数として認定農業者4名、認定農業者に準ずる者2名、女性1名、40代以下1名、中立委員1名となっております。

この内数につきましては、勝浦市においては実数と同じになってはいますが、分類の性質上、必ずしも実数と同じになるものではないことをご承知おき願います。

次に農地利用最適化推進委員は、定数11名に対し実数も11名となっております。

農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、任期満了年月日は平成31年3月31日であります。

続きまして、資料の5-2をお開き下さい。

2番目の担い手への農地の利用集積・集積化につきまして、1現状及び課題についてご説明いたします。

平成29年4月現在の現状として、管内の農地面積1,030ヘクタール、これまでの集積面積につきましては94.2ヘクタール、集積率は9.15パーセントとなります。

課題につきましては、ほ場整備済みの集団化した農地が少なく、小規模な農地が点在しているための効率の悪さと、限られた担い手が課題であります。

続きまして、2平成29年度の目標及び実績につきましては、集積目標117.7ヘクタール、集積実績89.2ヘクタール、この内新規実績は1.4ヘクタール、達成状況として75.79パーセントとなります。

続いて、3目標の達成に向けた活動としまして、平成29年度の活動計画は、昨年5月の定例会で決定されたものであり記載のとおりであります。

活動実績といたしまして、平成29年7月に実施した、将来の担い手である若手農業者と農業に関する現状と課題についての意見交換会と、平成29年12月に実施した、農地中間管理機構と農地中間管理事業及び市内の農地についての情報交換会及び平成29年度における利用集積件数84件の実績を掲げました。

続いて、4目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は、概ね適当である、今後も農地の利用集積を推進するとし、活動に対する評価は、集積目標は達成できなかったが、借受者・貸付者の意向を把握し利用集積の推進を図ったとしました。

次に資料の5-3、3番目の、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきまして、1現状及び課題の新規参入の状況の新規参入者数及び新規参入者が取得した農地面積

につきましては、平成26年度において2経営体、1.29ヘクタール、平成27年度において1経営体、0.65ヘクタールであり、平成28年度は、新規参入の実績はございませんでした。

課題としては、農業従事者の高齢化・後継者不足により担い手が減少していること、小規模の兼業農家が多く、今後、新たな担い手の確保・育成が必要であることが課題であります。

2平成29年度の目標及び実績については、参入目標3経営体、参入目標面積1.5ヘクタールに対しまして、実績はありませんでした。

3目標の達成に向けた活動の、活動計画については記載のとおりです。

活動実績は、平成30年2月に開催し、残念ながら参加者はいらっしゃいませんでしたが、新規参入希望者のための就農相談会と、市の担い手育成協議会との連携による新規参入者の確保・育成を掲げました。

4目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿う数値であり、目標値として適当と考えるとし、活動に対する評価は、相談はあったが、就農には至らなかったとしました。

次に資料の5-4遊休農地に関する措置に関する評価の、1現状及び課題については、管内の農地面積1,030ヘクタールに対しまして、遊休農地面積227ヘクタールであり、遊休農地率は22パーセントとなっており、山間谷津田の生産性の低い農地において長年に亘り耕作放棄となっていること及び有害鳥獣被害の拡大によりその面積が増加傾向にあることが、課題となっています。

2平成29年度の目標及び実績といたしまして、解消目標面積6ヘクタールに対しまして、解消実績面積はございません。

利用状況調査の結果で前年度の数値と比較しますと、残念ながら遊休農地が41ヘクタール増えているということになります。

3、2の目標の達成に向けた活動としましては、活動計画は記載のとおりであり、活動実績の農地の利用状況調査は概ね計画どおりであり、農地の利用意向調査は、農地法第32条第1項第1号これは、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地となり、調査数114筆、調査面積は7.28ヘクタール。

農地法第32条第1項第2号これは、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地となり、調査数346筆、調査面積33.43ヘクタールとなっており、第33条に該当する農地はございません。

4目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は、目標を達成することはできなかったが、目標値としては概ね適当と考えるとし、活動に対する評価は、利用状況調査は適切に実施できたが、遊休農地の解消につなげることはできなかったとしました。

次に資料の5-5違反転用への適正な対応といたしまして、1現状及び課題、2平成29年度実績とも、該当はございません。

3活動計画・実績及び評価につきましては、活動計画は記載のとおりであり、活動実績

として、リーフレットの配布、県との合同パトロールや定期的な農地パトロールの実施、随時のパトロールをあげ、活動に対する評価は、広報や農地パトロールにより、違反転用の未然防止を図ることができた、今後も引き続き農地状況の把握に努めるとしました。

次に資料の5-6農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきまして、1農地法第3条に基づく許可事務につきましては、1年間の処理件数が6件、うち許可6件、不許可0件となっております。

事実関係の確認、総会での審議、申請者への審議結果の通知、審議結果等の公表については記載のとおりであり、特に是正を必要とするところはないと考えます。

2農地転用に関する事務につきましては、1年間の処理件数が17件となっております。

事実関係の確認、総会での審議、審議結果等の公表については記載のとおりであり、こちらも、特に是正を必要とするところはないと考えます。

資料5-7、3農地所有的確法人からの報告の対応につきましては、管内には1者の法人があり、報告書が提出されております。

去年は2者で報告いたしましたところですが、その1者については、業務を継続していくことが困難とのことで、所有農地の所有権移転について対応して行きたいとの考えが示されたことから、県農業会議と相談・協議したところ、税務署による手続きが行われていること等の理由から、適格法人としての機能は無いものと判断することとなりました。

4情報の提供等であります。

賃借料情報の調査・提供で調査対象賃貸借件数が82件、農地の権利移動等の状況把握調査対象賃貸借件数が218件であります。

農地台帳の整備につきましてはシステムにより管理しており1,443ヘクタールとなっております。

実施状況といたしまして、それぞれ記載のとおり実施しており、こちらも特に是正の必要は無いと考えます。

次に資料の5-8地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、農地利用最適化等に関する事務、農地法等によりその権限に属された事務とも、特に意見はありませんでした。

事務の実施状況の公表等につきましては、1総会等の議事録の公表は、ホームページで公表しており、2農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、3月定例会で決定された意見を市長へ提出いたしました。内容の概略は記載のとおりです。

3活動計画の点検・評価の公表につきましても、ホームページで公表をしております。以上が29年度の点検・評価であります。

5-9ページをご覧ください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

平成30年4月1日現在の農業委員会の状況でございます。

1農家・農地等の概要は、総農家数556戸、うち自給的農家数は207戸、販売農家数が349戸、その内主業農家が46戸、準主業農家数が83戸、副業的農家数が220戸ということになります。

農業就業者数は全体で444人、内女性が199人、40代以下が26人ということになっており、いずれも農林業センサスの数値であります。

認定農業者は14経営体で、基本構想水準到達者こちらは16経営体、認定新規就農者2経営体、農業参入法人1経営ということになります。

集落営農につきましては、勝浦市にはございません。

次に耕地面積につきましては、田が798ヘクタール、畑が230ヘクタール、計で1,030ヘクタールであります。

この耕地面積は、耕地及び作付面積統計という統計資料の数値であります。なお、計が合致しませんがこれは四捨五入によるものであり、統計上の数値は記載のとおりとなっております。

経営耕地面積につきましては、田が430ヘクタール、畑が45ヘクタール、計で475ヘクタール、こちらは農林業センサスの数値となります。

遊休農地面積につきましては、田193、前年165ヘクタール、畑が75、前年62ヘクタール、計268、前年227ヘクタールであり、農地台帳面積につきましては、田が993、996ヘクタール、畑が450、452ヘクタール、計1,443、1,449ヘクタールとなります。

次に、2の農業委員会の現在の体制です。

農業委員数は、定数9名に対して実数9名、内認定農業者4名、認定農業者に準ずる者が2名、女性が1名、40代以下が1名、中立委員が1名、こちらについては実数が兼ねている方もいらっしゃるので、合計数が合致しておりますが、分類の性質上、基本的には合計が合うものではございません。

任期満了期間は平成31年の3月31日です。

農地利用最適化推進委員については、定数が11名に対して実数が11名、設定地区数については3ということになります。

次に5の10ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

1現状及び課題につきましては、平成30年4月現在の管内の農地面積につきましては、これは作付面積統計の数値であり、1,030ヘクタールとなります。

集積面積につきましては、89.2ヘクタールの集積をしており、集積率としましては、8.66パーセント、ほ場整備済みの集団化した農地が少なく、小規模な農地が点在しているための効率の悪さと、限られた担い手を課題としております。

2平成30年度の目標及び活動計画については、目標数は集積面積117.5ヘクタール、内新規集積面積につきましては6ヘクタールを目指します。

こちらに対しての目標設定の考え方でございますけれども、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、これによりまして集積面積を算定しております。

また、新規集積面積につきましては、ワンスリー運動というものがございまして、これは農業委員1名1名が、30アールずつ掘り起こしをするという運動であり、これを勝浦市に当てはめると農業委員、推進委員1人あたり30アール、20名いますので6ヘク

タールという目標にしております。

次に活動計画ですけれども、農地中間管理機構と連携をいたしまして、また、経営基盤強化促進法による利用権の設定の強化を行うというところで、実質的な活動といたしましては賃貸借利用権設定の期間が終了した方に再設定をお願いしていくというこの活動計画となります。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、1現状の新規参入の状況としまして、過去3年間の実数が載っております。

27年度につきましては1経営体で0.65ヘクタールの新規参入となっておりますが、28年度・29年度は実績がありませんでした。

課題につきましては、農業従事者の高齢化、後継者不足、これによりまして農業を担う者が減少しており、また、中山間地域のために小規模の兼業農家が多く、新たな担い手の確保・育成を図る必要があるということ課題としております。

2平成30年度の目標及び活動計画といたしましては、市の担い手育成支援協議会と連携して、こちらの市の担い手協の目標数が、3経営体となっておりますので、連携して新規参入者の確保・育成を図っていくというところで、3経営体1.5ヘクタールを目標としております。

1.5ヘクタールの根拠の考え方として、下限面積が0.5ヘクタールでございますので、3経営体ということで1.5ヘクタールとしております。

次に5-11遊休農地に関する措置になります。

1現状及び課題につきましては、平成30年4月現在の管内の農地面積1,030ヘクタール、遊休農地は268、前年227ヘクタールでございます。割合として26、前年22パーセントということになります。

課題といたしまして、山間谷津田の生産性の低い農地を中心に、耕作放棄地が多く、有害鳥獣被害も多くなっていることから、耕作放棄地が増加しているということになります。

2平成30年度の目標及び活動計画としまして、解消に向けての目標数値でございますけれども、集積面積につきましては、勝浦市創業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の考え方から算出し、新規集積面積については先ほど申し上げましたワンスリー運動から6ヘクタールを目標面積としております。

それに対する活動計画は、利用状況調査であり、こちらについては調査員が、農業委員、推進委員、事務局職員の全22名で、7月から10月で調査を実施し、調査結果は10月から11月に取りまとめてシステムの方に反映するという形を予定しております。

その他、各農家への調査票配布と現地調査を実施する予定でございます。

その後の利用意向調査は法定の調査であり、実施時期については利用状況調査が終わり次第、11月から1月、取りまとめについては年度内という計画をしてございます。

最後に、違反転用への適切な対応につきまして、1現状及び課題としまして、現状については、平成30年4月現在の農地面積1,030ヘクタール、違反転用面積については、28年度に鶴原地先の是正が完了し0となりました。

課題については、特に記載はありません。

2 平成30年度の活動計画については、リーフレットの配布による啓発、県との合同パトロールや定期的なパトロールによる新たな発生の予防にあわせ、今後も引き続き農地状況の把握に努めるといたしました。

以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第三、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、このたびの6月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は4件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行し、工事完了報告書は県に進達いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声がございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会6月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後2時30分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年6月6日

議長(会長)

署名委員

署名委員
